北杜市公告第　152　号

令和６年度における北杜市人事行政の運営等の状況について

北杜市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成１７年北杜市条例第３号）第６条の規定により、令和６年度における人事行政の運営等の状況について次のとおり公告する。

令和7年12月10日

北杜市長　大　柴　邦　彦

１ 任用等について

（1）職員数の状況と主な増減理由　　（各年4月1日現在）

部門＼区分		職員数 令和5年	職員数 令和6年	対前年増減数	主な増減理由
一般行政部門	議会	3	3	0	
	総務企画	133	134	1	配置増による
	税務	33	33	0	
	民生	125	128	3	採用による増
	衛生	32	34	2	採用による増
	農林水産	42	44	2	採用による増
	商工	14	16	2	採用による増
	土木	34	34	0	
	小計	416	426	10	
特別行政部門	教育	78	79	1	採用による増
	消防			0	
	小計	78	79	1	
普通会計　計		494	505	11	
公営企業等会計	病院	189	182	▲ 7	退職者不補充
	水道	12	13	1	採用による増
	下水道	13	13	0	
	その他	48	52	4	
	小計	262	260	▲ 2	
合計		756 [1,000]	765 [1,000]	9 [0]	

（注）1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 [　　]内は、条例定数の合計である。

（2）年齢別職員数の状況　　（令和6年4月1日現在）

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数(人)	2	49	63	72	77	68	65	88	124	89	57	14	768
構成比	0%	6%	8%	9%	10%	9%	8%	11%	16%	12%	7%	2%	98%

（3）採用及び退職の状況　　（令和6年度）

①採用の状況

区分	人数
試験採用	38人
選考採用	11人
再任用	5人
合計	54人

②採用試験の状況

募集	試験区分	採用予定者数	申込者数	1次試験		最終合格者数	実施日程		
				受験者数	合格者数		1次試験	2次試験	合格発表
1次	行政Ⅰ（上級）	若干名	34	28	23	9	R6.7.14	R6.8.19 ～ R6.8.23	R6.9.6
	デジタル	若干名	1	1	0	0			
	文化財主事	若干名	2	1	0	0			
	土木（上級）	若干名	0	0	0	0			
	保健師Ⅰ	若干名	1	1	1	1			
	行政Ⅲ	若干名	4	－	－	1			
	保健師Ⅲ	若干名	0	－	－	0			
	保育士Ⅰ（中級）	若干名	5	5	4	4			
	保育士Ⅲ（中級）	若干名	0	－	－	0			
	行政Ⅳ（初級）	若干名	1	0	0	0			
2次	行政Ⅰ（上級）	若干名	13	4	3	2	R6.10.20	R6.11.19 ～ R6.11.22	R6.12.13
	デジタル	若干名	0	0	0	0			
	文化財主事	若干名	1	1	1	1			
	土木（上級）	若干名	0	0	0	0			
	保健師Ⅰ	若干名	0	0	0	0			
	保健師Ⅲ	若干名	0	－	－	0			
	保育士Ⅰ（中級）	若干名	1	1	1	1			
	保育士Ⅲ（中級）	若干名	0	0	0	0			
	行政Ⅰ（初級）	若干名	9	6	5	2			
	土木（初級）	若干名	0	0	0	0			
	行政Ⅳ（初級）	若干名	0	0	0	0			
計			72	48	38	21			

③退職の状況

区分／職種	定年	勧奨	普通	その他	合計
一般行政職	2	3	19	2	26
医療職	11	－	10	－	21
技能労務職	1	－	－	－	1
福祉職	－	－	1	－	1
教育職	－	－	4	－	4
合計	14	3	34	2	53

（注）「その他」には、死亡、任期満了などが含まれます。

（4）定員適正化計画の数値目標及び進捗率

① 定員適正化目標（数・率）

計画期間		数値目標
始期	終期	
令和4年4月1日	令和8年3月31日	±0

② 令和6年3月31日現在における定員の数値目標

令和4年度～7年度までを計画期間として、職員数を令和2年4月1日と同数の547人とする。 ※病院部門・診療所を除く。

③ 定員適正化計画の年度別目標数値（目標職員数）と実績の概要 （各年４月１日現在） 単位：人

	R2年 計画前々年	R3年 計画前年	R4年 1年目	R5年 2年目	R6年 3年目	R7年 4年目	参考 削減目標値
目標値	552	547	547	547	550	547	±0
実績値	547	544	539	536	549		

2 給与について

（1）人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口（年度末）	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B／A	（参考）令和 5年度の人件費率
令和 6 年度	R7.3.31 45,104 人	千円 33,223,756	千円 1,311,371	千円 6,041,441	% 18.2	% 17.9

（2）職員給与費の状況（普通会計予算）

区 分	職員数 A	給与費				1人当たり給与費（B／A）	（参考）類似団体平均1人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 7 年度	人 502	千円 1,976,588	千円 333,876	千円 833,588	千円 3,144,052	千円 6,263	千円 ー

（注）１ 職員手当には退職手当負担金を含まない。
２ 職員数は当初予算に計上された数である。
３ 給与費は当初予算に計上された額である。

（3）ラスパイレス指数の状況（各年４月１日現在）

令和6年度	令和5年度
98.7	98.7

（注）１ ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
２ （ ）は、国家公務員の時限的（2年間）な給与改定特例法による措置（減額）が無いとした場合の値である。

（4）職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	40.3 歳	311,500 円	364,800 円
技能労務職	55.6 歳	272,200 円	299,100 円
教育職	43.5 歳	358,411 円	390,000 円

（5）職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区分		決定初任給
一般行政職	大学卒	196,200 円
	高校卒	166,600 円
技能労務職	高校卒	179,600 円
	中学卒	147,100 円
教育職	大学卒	226,100 円

（6）職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

区分		経験年数10年～14年	経験年数20年～24年	経験年数25年～29年	経験年数30年～34年
一般行政職	大学卒	272,669 円	366,997 円	389,804 円	403,464 円
	高校卒	239,600 円	329,040 円	365,175 円	389,826 円
技能労務職	高校卒	－ 円	＊ 円	＊ 円	－ 円
教育職	大学卒	323,726 円	413,435 円	426,088 円	＊ 円

（注）経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいうものである。

（7）一般行政職の級別職員数の状況（令和6年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	（参考）1年前の構成比
7級	部長	22 人	5.8 %	6.3 %
6級	課長	34 人	8.9 %	8.7 %
5級	主幹	94 人	24.7 %	25 %
4級	副主幹	54 人	14.2 %	16.8 %
3級	主査	43 人	11.3 %	12 %
2級	主任	63 人	16.5 %	14.7 %
1級	主事	71 人	18.6 %	16.6 %

（注）1　北杜市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
　　2　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

（8）職員手当の状況

①期末勤勉手当の状況

1人当たり平均支給額（令和6年度）
1,574　千円
（令和 6 年度支給割合）
期末手当　勤勉手当
2.50 月分　2.10 月分
（1.400）月分　（1.000）月分
（加算措置の状況）
職制上の段階、職務の級等による加算措置
・役職加算　5～15%
・管理職加算　措置なし

（注）（　）内は、再任用職員に係る支給割合である。

②退職手当の状況　（令和6年4月1日現在）

（支給率）	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.70900 月分
最高限度額	47.7090 月分	47.70900 月分
その他の加算措置	定年前早期退職2～20%	
1人当たり平均支給額	4,059 千円	21,214 千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

③特殊勤務手当　　（令和6年4月1日現在）

区分			全職種
支給実績（令和6年度決算）			127,465　千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）			402　千円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）			41.4　%
手当の種類（手当数）			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
滞納整理手当	税務部門職員他	市税の徴収	徴収額の1,000分の5の範囲内
行路死亡人及び変死人処理手当	福祉部門職員他	死亡人の処置	1回3,000円
保健衛生及び社会福祉業務従事手当	福祉・環境部門職員	野犬保護・精神病患者の護送	1回800円・500円
危険現場業務手当	建設部門職員	高所・深所監督及び検査	1回500円（夜間は700円）
用地交渉業務手当	建設部門職員	用地交渉他	1回500円（夜間は700円）
緊急業務手当	生活環境部門職員	水道補修	1回500円（夜間は700円）
夜間休日看護手当	市立病院職員	夜間や休日の勤務	1回7,800円～1,000円
夜間休日介護手当	老人保健施設職員	夜間や休日の介護	1回4,400円・1,000円
放射線取扱手当	市立病院職員	エックス線他被爆のおそれのある作業	日額250円
診療実験医務従事手当	医師	診療他	月額10万円～45万円
特殊自動車運転作業手当	市立病院職員	へき地巡回車等の運転	日額250円
防疫等作業手当	市立病院職員	感染症の予防・患者の診察等	日額250円、3000円、4000円
拘束手当	市立病院職員	救急患者の対応	日額500円～1,500円
学校兼務手当	教職員	本務高以外の兼職	1時間あたり600円
教員特殊業務手当	教職員	引率、クラブ活動の従事	1日900円～8,000円
教育業務連絡指導手当	教職員	連絡調整、助言	1日200円
救急勤務医手当	医師	救急医療	勤務1回5,000円・1人2,000円

④時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	215,640 千円
職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）	355 千円
支給実績（令和5年度決算）	184,362 千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	311 千円

（注）支給額は、病院職員等公営企業会計職員を含んだ額である。

⑤その他の手当（令和6年4月1日現在）

区分	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（6年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）
扶養手当	配偶者	6,500 円	同	－	68,079 千円	250,293 円
	子	10,000 円				
	その他扶養	6,500 円				
	16歳から22歳までの子1人につき	5,000 円				
住居手当	借家 支給限度額	28,000 円	同	－	36,620 千円	277,427 円
通勤手当	交通機関利用者 支給限度額	55,000 円	同	ー	58,385 千円	83,052 円
	交通用具利用者 通勤距離に応じ	2,000 ～ 31,600 円				
管理職手当	（主な区分及び単価）		ー	ー	67,167 千円	505,019 円
	部長、支所長 7級2種	70,800 円				
	7級3種	62,000 円				
	7級4種	53,100 円				
	課長 6級5種	41,600 円				
	6級6種	33,300 円				
	課長補佐 5級7種	23,800 円				
	院長 5級1種	105,400 円				
	副院長 4級2種	79,800 円				
	4級5種	55,100 円				
	医長 3級6種	41,100 円				
	2級6種	38,200 円				
	総看護師長 5級5種	39,500 円				
	看護師長 5級6種	31,600 円				
	4級6種	28,600 円				
	校長 4級2種	66,300 円				
	教頭 3級4種	51,200 円				

（8）特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区分		給料月額等
給料	市長	800,000 円
	副市長	630,000 円
報酬	議長	370,000 円
	副議長	340,000 円
	議員	330,000 円
期末手当	市長	（令和6年度支給割合）
	副市長	4.55 月
	正・副議長	（令和6度支給割合）
	議員	3.50 月
退職手当	市長	（算定方式）
	副市長	給料月額×在職月数×0．42 給料月額×在職月数×0．25
		（支給時期） 在任期間ごと

3　勤務時間等について

（1）勤務時間の状況　　（令和6年4月1日現在）

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38.45時間	午前8時30分	午後5時15分	午前12時00分～午後1時00分

（2）一般職員の年次有給休暇の使用状況　　（各年1月1日～12月31日）

令和6年　平均使用日数	令和5年　平均使用日数
12.5	12.7

（3）育児休業及び部分休業の取得状況　　（令和6年度）

	育児休業取得者数	うち両休業取得者数	部分休業取得者数	令和6度中に新たに育児休業が取得可能となった職員（育児休業対象者数）	うち育児休業取得者数	うち両休業取得者数	うち部分休業取得者数
男性職員	3	0	1	7	9	0	0
	0	0	1				
女性職員	12	0	6	12	12	0	0
	12	0	6				
計	15	0	7	19	21	0	0
	12	0	7				

（注）「育児休業取得者数」、「部分休業取得者数」、「うち両休業取得者数」の欄の上段には令和6年度に新たに育児休業（部分休業）を取得した者、下段には育児休業（部分休業）の期間が令和5年度から令和6年度にかけて引き続いている者の数。

（4）介護休暇の取得状況　　令和6年度）

	介護休暇取得者数
男性職員	0
女性職員	0
計	0

4　分限及び懲戒について

（1）処分事由別分限処分者数　　（令和6年度）

区　　分	降任	免職	休職	降給	合計	失職
勤務実績が良くない場合（法第28条第1項第1号）	0人	0人	0人		0人	
心身の故障の場合（法第28条第1項第2号、第2項第1号）	0人	0人	27人		27人	
職に必要な適格性を欠く場合（法第28条第1項第3号）	0人	0人	0人		0人	
職制等の改廃等により過員等を生じた場合（法第28条第1項第4号）	0人	0人	0人		0人	
刑事事件に関し起訴された場合（法第28条第2項第2号	0人	0人	0人		0人	
条例に定める事由による場合（法第27条第2項）	0人	0人	0人	0人	0人	
合　　計	0人	0人	27人	0人	27人	
法第28条第4項により失職した者						0人

（注）1　対象職員は、一般職に属するすべての職員である。
　　2　法とは地方公務員法をいう。

（2）処分事由別懲戒処分者数　　（令和6年度）

区　　分	戒告	減給	停職	免職	合計	訓告等
法令違反 （法第29条第1項第1号）	0人	0人	0人	0人	0人	1人
職務上の義務違反又は怠慢 （法第29条第1項第2号）	0人	0人	0人	0人	0人	2人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行 （法第29条第1項第3号）	0人	0人	1人	0人	1人	1人
合　　計	0人	0人	1人	0人	1人	4人

（注） 地方公務員法以外の処分として訓告等の処分がある。

5 服務について

（1）服務規律の遵守に関する取組

取 組 内 容	職員への周知方法
厳正な服務規律の確保、公平・公正な職務執行、市民サービスの向上、公務能率の向上、飲酒運転の根絶	伝達及びグループウェアへの掲載
「職員倫理マニュアル」の制定により、公務員倫理の保持の徹底と不祥事の防止	伝達及びグループウェアへの掲載

（2）営利企業等の従事許可の状況

令和6年度	令和5年度
3	9

6 研修について

研修実績　　（令和6年度）

区　　分		目　　的	受講者数
階層研修 （必修研修）		階層又は年齢で区分された者に、公務員としてのあり方や姿勢、意識改革など、公務員としての自覚を促す。	296人
能力開発研修 （選択研修）	基礎研修	組織及び職場、職員が求める基礎的な能力の向上を図る。	431人
	専門研修	各種業務の専門的能力の向上を図る。	2人
支援研修 （選択研修）	研究活動	地域、組織、職員等で実施される自主研究や地域課題研究を支援し、地域等の課題解決と職員の政策形成能力の向上を図る。	5人
	職場研修	出張（受託）研修や指導者養成研修により、職場研修及び職員の能力開発活動を支援し、組織の活性化と職員の能力の向上を図る。	215人

7 勤務成績の評定の状況について

職員が職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を公正に把握することで主体的な職務の遂行及び高い能力を持った市職員の育成を図ることを目的に、人事評価制度を平成28年度から職員（一般事務職、技師、保健師、保育士、栄養士、司書、事務員、運転手、調理員）を対象に実施しております。

処遇への反映は次のとおり

・平成30年度人事評価結果を令和元年度勤勉手当へ反映

・令和元年度から人事評価結果を翌年度の勤勉手当と昇給に反映

8 福祉及び利益の保護について

（1）健康管理に関する取組状況　（令和6年度）

事業名	概　　要
健康診断	職員の健康と安全を確保するため、毎年度健康診断を実施
職員安全衛生委員会	職員の労働安全衛生の推進並びに健康障害の未然防止を図る。
産業カウンセラー健康相談	産業カウンセラーによる相談　毎週3日（月、木、金曜日）午後2時～6時
職場巡視	安全衛生委員会にて実施
メンタルヘルス対策	各種研修

（2）健康診断の実施状況　（令和6年度）

項　目	検診項目	対象者数	受診者数	受診率
定期健康診断	問診、血圧、視力、聴力、尿検査、脂質、肝機能、代謝系、血液一般、心電図、胸部X線等		426人	
人間ドック			248人	
計		765人	674人	88.1%

（3）互助会等が実施した福利厚生事業の状況　（令和6年度）

地方公務員法に基づき職員の福利厚生事業を行うため、福利厚生会を組織している。福利厚生会では、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事業を行っており、職員が毎月支払う会費と市からの負担金で運営している。

①互助会等の名称

北杜市職員福利厚生会

②互助会等会員数

525 人

③公費負担の状況　（令和6年度決算）

首長部局	公営企業	合計	会費総額	会員一人当たりの公費の補助金額	事業内容
2,420千円	0千円	2,420千円	6,307千円	4,610　円	人間ドック助成

9 公平委員会の業務の状況について

（1）勤務条件に関する措置の要求の状況

なし

（2）不利益処分に関する不服申立ての状況

なし